

◎新潟県告示第1321号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。
令和6年12月13日

新潟県知事 花 角 英 世

1 起業者の名称

社会福祉法人 魚沼地域福祉会

2 事業の種類

障害者支援施設「やいろの里」増改築に伴う駐車場・農作業実習地移設整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

新潟県魚沼市岡新田字中原地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性

障害者支援施設「やいろの里」増改築に伴う駐車場・農作業実習地移設整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第3条第23号に掲げる社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する社会福祉事業の用に供する施設に関する事業に該当するため、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性

本件事業は、起業者である社会福祉法人魚沼地域福祉会の理事会において施行を決定しており、また、本件事業に必要な経費については、自己資金のほか借入金及び補助金により予算措置を講じていることから、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性

ア 得られる公共の利益

本施設は、開設から30年が経過しており、天井水漏れなど各所の不具合が多数生じている。また、日中活動の場と住まいの場が一体的な建物構造であり、住まいの場が多床室であることから、多種多様な障害特性を有する入所者同士の対人トラブルや怪我、物の破損等に加え、プライバシーの確保等の諸課題が生じている。

地域においては、強度行動障害を有することから市内で利用できる施設が決まらず、市外遠方の施設を選択肢としなければならないことがあるため、市内に利用環境が整った施設を必要とする声がある。また、第7期魚沼市障害福祉計画においても、強度行動障害を有する方への支援体制の整備を進めることとされている。

本件事業は、こうした諸課題の解消と併せ、今後更に増加が見込まれている強度行動障害等を有する方の利用受入れのための環境整備として、日中活動棟と個室の居住棟を増改築整備するためのものである。

既存棟と増築棟を接続させるためには、現行の駐車場及び農作業実習地に新居住棟を増築する他になく、農作業実習地は重度の障害等により施設外に出られない入所者の生活訓練や機能訓練の場として必要であり、職員及び関係者用の駐車場は施設運営と障害福祉サービス提供のために不可欠であることから、起業地に駐車場及び農作業実習地を移設し、起業地の一部を緊急車両等の敷地内通路として整備するものである。

本件事業の施行により、現在の施設の環境改善が図られるとともに、魚沼市内の強度行動障害を有する方への支援体制の充実に寄与することとなり、地域の福祉向上に資することが期待される。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は大きいものと認められる。

イ 失われる利益

本件事業による周辺環境への影響について、環境影響評価法（平成9年法律第81号）に定める対象事業の要件に該当しないため、環境影響評価は実施しないが、起業者は、工事の実施及び施設の供用に当たり、大気汚染、騒音、水質汚濁、振動等の影響を最小限に抑える措置を講ずるとしていることから、周辺の生活環境に与える影響は少ないものと見込まれる。

本件起業地において、天然記念物、希少野生動植物種、新潟県のレッドリスト・レッドデータブックによる絶滅危惧種のいずれも確認されていない。また、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に規定する史跡、周知の埋蔵文化財包蔵地等は確認されていない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は少ないものと認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件起業地については、本施設の周辺4箇所を候補地として選定の上、土地利用に与える影響や利便性、安全性等を考慮して比較検討した結果、最適地としたものであり、最も合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の実施により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与すると認められるもので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性

ア 事業を早期に施行する必要性

本件事業は、施設利用者の安心・安全な環境を確保するための事業であり、新型コロナウイルス等感染症対策の面からも、早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な最小限の範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業のために恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用の範囲についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の理由があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

よって、法第20条の規定により、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

魚沼市役所 産業経済部 農政課